

第一百四十二回

参議院法務委員会議録第十一号

平成十年四月十四日(火曜日)
午後二時開会

委員の異動

四月九日

辞任

広中和歌子君

補欠選任
円 より子君

四月十日
辞任
萱野 茂君
三重野栄子君

補欠選任
千葉 景子君
矢田部 理君

四月十三日
辞任
千葉 景子君
伊藤 基隆君

補欠選任
山口 哲夫君
矢田部 理君

四月十四日
辞任
山口 哲夫君
矢田部 理君

補欠選任
山口 哲夫君
矢田部 理君

出席者は左のとおり。
委員長 理事

武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君武田 節子君
清水 嘉与子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君
山口 哲夫君

○委員長(武田節子君) 保護司法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○衆議院送付) ○オウム真理教に係る破産手続における國の債権に関する特例に関する法律案(衆議院提出)
○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)
○國務大臣(下稻葉耕吉君) お答えいたします。

保護司の方々は、それぞれの地域社会において、今お話をございましたように、社会奉仕の精神でもって無報酬で犯罪者あるいは非行少年の立派な人もあるので、この新しい制度ができるとき、実際に活動している実績のある方、適任者を選びたいと思います。

ち直りを助け、犯罪、非行のない明るい地域社会づくりのために貢献していただいているわけでございまして、本当に頭の下がる思いがいたしております。

地域の実情を熟知した保護司の方々が更生保護の専門職員である保護観察官を助けまして、隣人として保護観察対象者の改善更生に援助の手を差し伸べておられるわけでございまして、彼らの社会復帰を促し、その再犯を防止する上で大効果的に機能しておるわけでございまして、今後とも我が国での保護観察制度にとりまして極めて重要な制度であると認識いたしております。

でござります。しかし、それにしても謝金もわずかだし、そしてまた社会の情勢が変わってきてなかなか篤志家を得るのが難しくなっていると、何か今でもやっているような議論を当時からしているわけでございます。

そこで、拝見していますと、大臣も今おっしゃいましたように、保護司に期待されている業務といふのは相当範囲が広いといふに思うんです。現時点でも伺いますと、対象として平均して六万四千人の保護観察者がいるというふうに聞いているわけでござりますけれども、当時、法ができるだけござりますけれども、当時の保護観察対象者から見ますと今は特段に保護観察者も多くなっている。特に子供が多くなっているわけです。にもかかわらず、定数は一万人はそこでふやしたけれどもそのままだし、それから実際定数も満たしていないというのが実態ではないかというふうに思つんですか。

○政府委員(本江威憲君) 委員おっしゃいましたとおり、保護司の定数は保護司法の二条二項によつて現在全国で五万一千五百人となっております。御質問の保護司の充足状況につきましては、少年犯罪が激増しておりました昭和二十五年には九四・五%となりましたが、その後九〇%以上の充足率を保つていて、過去に一度も定数を満たしたことございません。

その理由としては、確かに特定の地域に保護観察事件が集中した場合などに備えて若干の余裕を持っておくということもございますけれども、主な原因是、何と申しましても大都会等を中心としたままにして地域社会の連帯感が希薄化し、あるいは犯罪者の処遇という地味で困難な活動に参画するという社会奉仕の精神が希薄化しているといふことで、後継者の確保に困難を来しているといふことでござります。

今回の保護司法の改正を契機に保護司活動を強化いたしまして、少しでも現在の保護司さん方の負担を軽減するべく今後とも充足率の向上に努め

てまいりたいと考えております。

○清水喜与子君 なかなかか数がわからないのかかもしれません、現在四万八千人いる保護司の中の何割くらいが実際にやっていらっしゃるんでしょうか、教えていただきたいと思います。

○政府委員(本江威憲君) お答えいたします。

ある時点をとらえてみると、約五〇%といふことでござります。保護司は全保護区に配置しておりますので、保護区によつては保護観察事件が非常に少なく、保護観察事件を担当していない保護司も事件があった場合に備えて常時配置してございます。

○清水喜与子君 ところで、保護司の活動の予算なんですかねども、いろいろな予算がとられておりまして、保護区によつては保護観察事件が非常に安い金額になります。今おっしゃるように安い金額になります。

私も決算書で調べてみると、ほとんど不用を出しているわけですね。ほとんど全部使い切つてしまつたところでは、保

護観察をしてる人あるいは研修を受けたり、環境を整えたり、いろいろな形で活動費を使ってるということです。

そこで、実際に自分たちは本当にボランティアの形で動いてる、実費がいただけないことがある、交通費なんかも自腹を切つてやつているようなことが結構あるんだという話も伺つてます。

そこで、実際にかかる金額と予算とどこのくらい乖離があるのか。せめて実費くらいお払いしなければいけないんじゃないかなというふうに思つてます。

それから次に、保護司の方が大分高齢化しつつあるという実態がござります。平均年齢が六十二・九歳と出ております。そして、七十歳以上の方が一二・六%、八十歳以上の方もいるというふうなことでもございまして、先日伺いましたら、保護司をやめた方の平均が十六年あつたということをございました。かなり長いこと続けていらして、それはそれでいいんですけど、実際にこ

ういういろいろな仕事の中身から拝見しますと、しかも対象になつてきている保護観察の子供たちは非常に若い子供たちがふえてきているようですが、その辺について教えていただきたいと思います。

○政府委員(本江威憲君) ただいまの点で若干補足しておきますと、保護観察を担当している保護司さんは約半分でございますが、そのほかにも環境調整の事務とかあるいは犯罪予防活動等に従事

している保護司がござります。そのほかにも種々の活動がございまして、先ほど申し上げたのは保護観察事件をやっているという意味でございます。

毎年、全国にわたつて調査をすることはできませんが、いろいろな計数等を使って実際に保護司の皆さん方がどれくらいの実費を支出しておられるかについてそれなりに計算して出してあります。

平成十年度の予算請求に当たつて計算しましたところでは、事件を困難度に応じてA、B、Cの三つに分けておりますが、最も困難な事件とされおりますA事件について、実際上の負担額は一月当たり五千九百七十一円、それに対しまして予算の額が五千二百四十円ということになつております。B事件について言いますと、実負担額が三千四百三十九円、予算単価が二千六百十円、こういう状況になつております。

○清水喜与子君 今お話を伺つたところでは、保護観察をしている人あるいは研修を受けたり、環境を整えたり、いろいろな形で活動費を使ってるということです。

私は決算書で調べてみると、ほとんど不用を出しているわけですね。ほんと全部使い切つてしまつたところでは、保護観察をしてる人あるいは研修を受けたり、環境を整えたり、いろいろな形で活動費を使ってるということです。

そこで、実際に自分たちは本当にボランティアの形で動いてる、実費がいただけない

などといふに思つてます。

それから次に、保護司の方が大分高齢化しつつあるという実態がござります。平均年齢が六十二・九歳と出ております。そして、七十歳以上の方が一二・六%、八十歳以上の方もいるというふうなことでもございまして、先日伺いましたら、保護司をやめた方の平均が十六年あつたということをございました。かなり長いこと続けていらして、それはそれでいいんですけど、実際にこ

ういういろいろな仕事の中身から拝見しますと、しかも対象になつてきている保護観察の子供たちは非常に若い子供たちがふえてきているようですが、その辺について教えていただきたいと思います。

○政府委員(本江威憲君) ただいまの点で若干補足しておきますと、保護観察を担当している保護司さんは約半分でございますが、そのほかにも環境調整の事務とかあるいは犯罪予防活動等に従事

なんじゃないだろうか、もう少し保護司を若返らせる手段がないのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(本江威憲君) 委員仰せのとおり、本年一月一日現在の六十歳以上の保護司の方は六八%に達しておりますが、平均年齢が六十一・九歳であります。高齢の保護司が一概に不適任というわけではありませんが、保護観察事件等の困難度が増し、また保護観察事件の七〇%以上が少年事件であるということから考えますと、高い活動力を備えた若手の保護司も相当数必要であることは間違いないと思います。

そこで、今回の改正では、保護司がどのような活動をしているのかということを法律上明確にいたしましたし、また保護司組織を法定化して保護司組織の一層の活性化を図るということをいたしました。また、地方公共団体が保護司あるいは保護司組織に対する必要な協力をすることができるという規定も設けることになりました。

司組織が組織的に後継者の確保に邁進する、そしてまた地方公共団体からの後継者についての情報を探り、いろいろいただけることになるのではないかと期待しているところでござります。そのほか、我々も保護司の職務のPRに一層努めてまいりました。また、後継者に対する必要な協力をすることができるという規定も設けることになりましたので、保護司組織が組織的に後継者の確保に邁進する、そしてまた地方公共団体からの後継者についての情報を探り、いろいろいただけることになるのではないかと期待しているところでござります。

○清水喜与子君 これは任期が一応二年というふうになつてます。しかし、任期はあるけれども再任することができますというふうになつてます。定年というようなことは考えてられないかどうか。それからまた、保護司になる方の資格というのを拝見しますと、ちょっとこれだけどうなのが感じます。

法律を見てみると、「人格及び行動について、社会的信頼を有すること」、「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること」、「生

活が安定していること」、「健康で活動力を有すること」。こう書いてあるわけです。何か昔から地域の資産家にちょっとお時間があるときにお願いしますみたいの思想がずっと続いているように

思つんすでけれども、時間の余裕がなくとも、時間を作つてそういうことで仕事をしようといふような活力がもつと生まれてきてもいいんじやないかといふうに思つんです。

国会議員の中でも保護司をやっている方もあると思いますが、例えば公務員なんかでも積極的に参加できるとなると、生活が安定しているかとか、時間的余裕があるかなどと言われるところは、と難しかもしれませんけれども、そういう方とも本当に自発的に参加できるような、そしてそういう方々を活用するときにちょっと休暇を与えるようなことがもし企業の方でも配慮されるとかねれば少し違ってくるんじゃないかというふうに困ります。あるいは、会社人間が地域でそういう仕事を、またボランティアとして仕事をするということにもなるんじゃないかな、こんなようなことを考えます。

この定年制の問題と、そういった資格をちょっと広げるということに対してもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(本川憲吉君) 定年制の問題については、法律では特に定年を規定しているということはございません。しかし、実際には各保護観察係とともに保護司の再任年齢の最上限、さらに最初は保護司になっていたらしくときの年齢の最上限というものを決めておりまして、それに従って循環をよくするように努めています。

ただ、全国的には若干のばつつきがございまして、連盟等とも協議をいたしました上で、通達で国共通の定年制を事実上決めていきたい、このように考えております。

ただいま委員がおっしゃいましたのは保護司に規定しております具備条件の点でございまが、現在では社会的信望を有することとか時間で余裕を有することとかあるいは生活が安定したことというようなものを、あたかも素封家でなければできないかのことく一瞬イメージされることが多いことは考えておりませんで、具体的には家

の主婦の方々にもたくさん保護司になつていていたが、
いておりますし、また一般のサラリーマンの方に
も御意思があればなつていただいているのが実情
でござります。

ただ、保護司になっていた大抵には、望ましい要件というわけでもございませんが、対象者の家庭内の問題を処理したり、いろいろ葛藤があるのを調整したり、就職先を紹介したり、あるいは学校や警察、福祉事務所等の関係機関とも連携して処遇を行うという必要があるところから、やはり保護司は地域で信望があってそれなりに種々の社会的資源を有効に活用できる人というようなことを自然に目指すことになりますけれども、そういうふうに保護司は組織的に力を発揮するといふことでなかなか推薦してもらえないというようになります。ただ、これは今後組織的に力を発揮するといふこともあります。それで、これは執行猶予の人たちですが、四号観察、これは執行猶予の人たちですが、この再犯率が非常に高いんじゃないかなと。三四%というのを三人に一人が保護観察期間中に再犯をしているということで、やっぱり高いんじゃないかなというふうに思うんです。もちろん保護司さんだけの問題じゃなくて、もつと全体的にこの問題は考えていいかなやいけないのかなというふうに思うんですけども、その辺について大臣の御見解を伺って、私の質問を終わりにしたいと思います。

○國務大臣(下種義耕吉君) 今御指摘がございました保護観察中の再犯率の問題でございますけれども、ただいま委員御指摘のとおりに、私どもの格付でいわゆる四号観察というのは保護観察につきましては執行猶予者、これが再犯率三四・〇八%になります。

この保護観察つき執行猶予者といいますのは、御承知のとおり執行猶予の中でも保護観察をし

どちらかというとその方がいいというふうに、犯情が進んでいる人について行っているわけですが、ざいます。これが三四・〇八%となつておる。全體として私は減少傾向にあるとは思ふんですが、

平成八年で貞ますと、保護観察所の少年で一四・四%、少年院仮退院少年で一九・七%、それから仮出獄者で〇・九%、そして委員会御指摘の保護観察つき執行猶予者で三四・〇八%になつてゐるわけでござります。

私どもは、これを毎年毎年下げるよう、これは保護観察所の者でござりますとか保護司については御質問させていただいたことがあります。

そのときにも保護司の方々の年齢の高さが少し気になりまして、若い人たちの有能な人材の確保ということに努力しているのかということを質問させていただいたことがあるんですけれども、御努めはあるんでしょうか、相変わらず平均年齢が高いうというようなことがござります。

今回の改正が、ここにも書いてありますとおり、保護司としての有能な人材の確保が容易でなくなりつある一方、様々な問題点を抱える処遇困難な対象者が増加して保護司の負担が増していく状況の中で、今回の支援体制の強化等を図らなければいけないということで改正になつたといふうに書いてございますけれども、本当に今回の改正が保護司の方々、全国で一生懸命頑張つていらっしゃる方たちの力になり、保護観察を受ける人たちにも役に立ち、また犯罪予防ができるのか、その点についてちょっとと問い合わせていきたいと思います。

まず、ここに保護司制度に関する調査結果といふものを資料としていただきたいんですけれども、これは昨年の六月号の法務省保護局編「更生保

「講」という雑誌に出ていたものでございます。平成八年十一月から平成九年一月まで調査されたもので、全国に九百七十六の地区保護会長という方がいらっしゃるのですが、その方と、それから三つの保護司の方によると既往年に由出で開

査をしたものなんですね。

ここに、保護司法に保護司の職務に関する規定を設けるかという質問について、その地区保護司会長の方たちでは、新たに設ける必要はないといふ方が三四・二%、設ける必要があるの方が圧倒的に多くて四九・九%。ところが、会長とかそういう方ではない一般の保護司の方は、新たに設ける必要はない方が多くて四六・三%、設ける必要があるは二六・六%と少ないんですね。

それからもう一つ、保護司組織を法律で定めてその職務や立場を明確にする、つまり法制化することについてはどうかということに關しても、地区保護司会長の方は法制化した方がよいが七〇・九%、そして一般保護司の方は法制化した方がよいは四八・三%と少ないわけですね。

このあたりのことについてちょっとお聞きしたいんですが、まず地区保護司会長というのははどういう方がなられるんでしょうか。それから、一般保護司の方たちと地区保護司会長とは随分アンケート結果が違うんですけど、なぜこういう違いが出てくるのか分析なさったんでしようか。もし分か析結果がありましたら教えていただきたいんです。

○政府委員(本江威蔵君) なぜそのように違うかということを特に分析したというわけではございません。

まず、保護司会長にどのような人がなっておられるかという点については、これは職業的には特定の者に偏っているわけではなくございません。私どもが見ていると、宗教家などで結構会長の職にあられる方もおられます。会長の職にあられる方は長年保護司活動をしてこられて保護司活動に精通しておられる方で、やはり指導力があってかつ会長の仕事というのは飛び回らなければいけない

先ほど保護観察の対象者になった人はどうかとお話をございましたが、保護観察になつたということは犯罪あるいは非行を犯した者であるということが一応裁判所によって認定されたものであります。現在の保護司法では禁錮以上の刑に処せられたことのある者ということが欠格条項になつていて、そこには該当しない場合が多いと思いますけれども、犯罪を犯した者を指導する、改善更生させて社会復帰させるという事柄の性質上、前に犯罪歴のある人たちにお願いするには一抹の不安がございます。

そういうことで、現在までのところはそういう経験のある方は保護観察所長が名簿を作成する場合に登載しないでやつてきております。現在の選考手続は、保護観察所が保護司にふさわしい人を保護司選考会にかけて、保護司選考会がいいと認めた者を大臣に推薦し、大臣が委嘱をするという形になつておりますし、その名簿の中にも載せてないようをしている、これが実情でございます。

○円より子君 犯罪をした者の改善及び更生を助けるという職務であれば、当然その前提となるところに、かつて犯罪を犯した人であっても、今安定した仕事をして、社会のために役立ちたい、またそういう一度は罪を犯した人の保護更生に携わりたいとも思つておられます。

それから、時代とともに保護司の仕事も変わることと思います。社会状況が変われば起きる犯罪も随分変わってまいりますので、そこで、専門家でもなく、また無給という形で大変な御苦労をなさりながらやっていらつしやる保護司さんが多いと思うんです。これは無給であっても、ボランティアとはいっても片手間でできる仕事でないことは事実でございます。

それで、研修がしばしば行われているのか、まつたときには常にスーパーバイジョンのようなものがされているのか。それから、一たん保護司になると十六年というのが平均の在任期間のようですが、どうも、よほどのことがない限り再任されていると、あつても、保護司としての仕事の質という点では、チエックというとおかしいですけれども、きちんと仕事をしていらっしゃるのかどうかというところのそういうのが常になされているのかどうか、そのあたりについてお聞かせください。

○政府委員(本江威志君) 我が国の更生保護制度、特に保護観察については保護観察官と保護司の協働を基調として実施されているところでございます。

○政府委員(本江威志君) いまして、保護司の研修には特に力を入れております。保護司の研修は主として各保護観察所が実施に当たっておりますけれども、保護局としても保護司研修要綱というのを制定しております。

○政府委員(本江威志君) 全国統一と一層の充実を図つていただいているところでございます。

○政府委員(本江威志君) 保護司の研修には、その経験年数に応じて、新任保護司を対象としたもの、新任後二年未満の保

護司を対象としたもの、その次に二年以上四年未満の者を対象としたものがございますし、さらに各地域において当面する問題の解決に資するた

め、各保護区ごとに全員参加の地域別定例研修、また巡回上特別な配慮を要するものの取り扱い等

などがございます。各地における犯罪、非行の実情や時代の変化に対応して柔軟なテーマの設定をして進めているところでございます。

○政府委員(本江威志君) 例ええば昭和五十年代には万引きや自転車盗など占有離脱物横領に関する犯罪が多くて、このテーマについての研修がたくさん組まれましたし、また六十年代にはシンナー等の有機溶剤や覚せい剤の乱用の増加に関するテーマが多く取り上げられました。また最近では、少年非行の複雑かつ困難化している現状にかんがみまして、各種の研修に

は少年の意識や行動について保護司の理解を深め

たときに常にスーパー・バージョンのようなものがさたために少年問題を取り上げることが多くなっています。

○円より子君 先日、この法務委員会の視察で東医療少年院を見せていただきました。そのときはちょうど二十人近く十代の少女たちの勉強風景を見せていただきました。そのときは、チエックというとおかしいですけれども、私は、チエックというとおかしいですけれども、きんと仕事をしていらっしゃるのかどうかというところのそういうのが常になされているのかどうか、そのあたりについてお聞かせください。

○政府委員(本江威志君) お聞かせください。

○円より子君 お聞かせください。

○政府委員(本江威志君) お聞かせください。

六

ものを選抜資料として活用するとか、面接ですと

か学校外の団体等からの報告といったものを活用して選抜の資料にするというような選抜のあり方の工夫、それから編入学の場合ですが、編入学の時期等につきましても一年に一遍ということでは

応していくことが大切なわけですが、それで、そういう面でも力を入れておりますが、現在は外部の専門家としてスクールカウンセラーといたる人たちにも学校に来ていただいて、そういう面の対応もするというような取り組みもしております。

それから、人権擁護委員法の方では都道府県人権擁護委員連合会というのが規定してありますけれども、この任務は協議会の連絡及び調整、それから資料及び情報の収集、研究、意見の発表等であります。まして、今回の改正案で新設されることになりました保護司会連合会の事務に対応するものであると思います。

する声はこれまであったのではないかなどという
気がするんですね。

それで、今回改正されると、そちら辺の組織
化、法定化はできるわけなんですねけれども、やは
り遅すぎた改正と言ってよいのではないかと思いま
すが、いかがでしょうか。

○政府委員(本江誠嘉君) 確かに委員おっしゃる
とおり、この更生保護の分野に関しては、平成七
年に更生保護事業法の制定が行われました。これ
は更生保護施設に関するものが中心でございます

○円より子君　あえて私が女子の仮退院等についてちょっとお伺いいたしましたのは、例えばまだ十代で、もちろん今十六歳で女性の場合は結婚ができるが、法的な婚姻をしていなくて妊娠をしたときには、女子の形で今取り組んでいます。

関係機関との連携の中で一人一人の子供たちを支援する、そういうことの大切さが指摘されているところでございまして、これまでいろいろとやってきたわけでございますが、今後もそういう関係機関との連絡を図りながらこの面の対応の充実を期していきたい、こんなふうに思っておりま

場合は退学をしてしまうケースがかなり多いんですね。本人の希望だけじゃなく、周りの状況からも退学せざるを得ない状況というのがいまだに多いと思うんです。

関係機関との連携の中で一人一人の子供たちを支援する、そういうことの大切さが指摘されているところをございまして、これまでいろいろとやってきたわけでございますが、今後もそういう関係機関との連絡を図りながらこの面の対応の充実を期していきたい、こんなふうに思っておりまます。○円より子君 文部省やまた地方公共団体としつかりとした連携をしながら、今後、保護司の方々が犯罪予防のため、また保護観察中の再犯を防ぐために頑張って活動していただきことを希望して、私の質問を終わります。

○大森礼子君　公明の大森礼子です。質問します。

いたことをした子供たちが少年院にいたからといって、もちろん差別されることなく柔軟に対応

員とか人権擁護委員との関係で一つ素朴な疑問がありますので、これをまずお尋ねいたします。

ありながら、この本を読んで本題にしたくない。しかし、民生委員法は昭和二十三年の法律ですが、この

しゃるのか、もし文部省の方でありましたら教訓いただきたいんです。

律ですが、人権擁護委員協議会というのが規定されてあります。両協議会の任務は、文言は多少違

か難しいわけでござりますけれども、現在でもち等学校におきましていわゆる教育相談といふもの機能は大変重要なことだというふうに考えております。本来、校内の先生方がいわゆるカウンセリングマインドというものを充実させてこれに

うんですけれども、職務に関する連絡及び調整、必要な資料及び情報の収集、それから研究及び意見の発表等と共通しております。今回の改正案での保護司会の任務もこれに対応するものだと思します。

それから、人権擁護委員法の方では都道府県人権擁護委員連合会というのが規定してありますけれども、この任務は協議会の連絡及び調整、それから資料及び情報の収集、研究、意見の発表等であります。今回の改正案で新設されることになりました保護司会連合会の事務に対応するものであります。

保護司法の方は昭和二十五年に制定された法律でありまして、民生委員法とか人権擁護委員法が制定された後の法律になるわけです。

そこで、素朴な疑問として、なぜ保護司法では、当初、協議会とか連合会に対応するものを規定していないのか、当時は必要性がなかったときっていたのか、最近になって必要となつたのかどうか、このあたりについてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(本江威震君) 保護司制度は戦前の司法保護委員の制度を引き継いだものでございまして、その司法保護委員に関して、戦前には司法保護事業法というのがございました。昭和二十四年にこの司法保護事業法を改正いたしまして現在の犯罪者予防更生法になつたのでござります。同時に、保護司組織についての規定は消えたのでございます。その後、昭和二十五年にこの司法保護事業法を改正いたしまして現在の保護司法は成立しているわけですが、そこでは実は当時の連合軍総司令部、GHQの方と意見の対立があつたとされております。

その対立の主たる点は、連合軍の考え方としては、更生保護というものは本来公務員が行うべきものであって、民間に任せるべきものではないといいう根強い考え方があつたそぞござります。そういうことで、事務当局が作成したこの改正案の中には保護司についての詳細な規定があり、組織についてもあつたそぞございますが、それらが消えました。そこで、保護司組織が法定化されない状態になつたと思われます。

○大森礼子君 当初の経緯がそうであるとしますても、普通、役割とか非常に共通するものがござりますので、同じような組織化というのを必要と

○政府委員(本江威臺灣君) 確かに委員おっしゃるところ、この更生保護の分野に関しては、平成七年に更生保護事業法の制定が行われました。これは更生保護施設に関するものが中心でございますが、それに引き続いて更生保護制度を少しでも整備していくべきであるということで、直ちに保護司法の改正作業の検討会に入って、今回こういう運びとなったわけでござります。

そのほか、いろいろこの更生保護の分野に関して、まだまだ検討して現在の情勢に合わせた法制度にしていかなければならぬ点なども見えておりますので、今後ともできるだけ早期に努力をしてまいりたいと思っております。

○大森礼子君 次に、更生保護というものは社会において非常に重要な役割を果たすわけですから、も、更生保護に協力する団体として更生保護婦人会、それからBBS会というのがございます。

法務省保護司の調査連絡課が調査した結果をまとめた保護司制度に関する調査結果によりますと、保護司の適任者を得るために有効と思われる方策として、こういう更生保護婦人会の会員の方とかBBSの会員の方、それから協力雇用主などから積極的に保護司になつてもらうのかいいのではないか、こういう意見も多かつたというふう聞いております。

そこで、まずお尋ねねするんですけれども、この更生保護婦人会、それからBBS会というものがどのような活動をしている団体であるか、それから、いろいろいう団体と法務省保護司との連携というのには、あるいは協働関係といいますか、これはどのようになされているのか、これを教えてください。

○政府委員(本江國威審君) 更生保護の活動は地域の人々の幅広い連携、支援を必要としているのでございます。中でも更生保護婦人会、BBS会、さらに協力雇用主は、更生保護の民間協力者として組織的に犯罪予防活動、保護司活動に対する協力活動、保護観察を受けている者に対する援助活動、刑務所や少年院の訪問活動など多様な活動をしていただいている、まことに貴重な存在であると考えております。

保護局としては、これらの組織が民間の自主的組織であることにはかんがみて、その自発性を十分尊重しながら、その実態を常時把握いたしまして、必要に応じて助言を行いつつ、これらの協力組織と緊密に連携して更生保護行政を進めているところでございます。

特にBBSは更生保護に協力する青年有志の活動でありまして、将来の中から有力な保護司候補者を得ることができると考えております。このBBSは、現在は大学の中の学域BBSという方面で非常に伸びを示しておりますし、大いに大学生という若い人たちが更生保護に理解を示していくさって、その道に少しでも協力してくださることを私どもも心から願っている次第でございました。

○大森礼子君 先ほど、清水委員、それから円委員の方からも、要するに保護司の若返り策というのを考えなくてよろしいのかという質問がございました。

実は平成九年八月十四日の朝日新聞の記事ですけれども、「保護司 若返り作戦」という見出しがあります。「法務省が法改正へ」とありますと、「話通じる青年」こういう見出しなんですね。それで、記事の最初の説明のところは、「求む、兄貴分」。保護観察中の非行少年らを指導し、相談相手になる「保護司」制度の活性化に、法務省が取り組むことになった」と、こういうことで始まる記事なんです。

要するに、保護観察対象者の八割近くが未成年であるため、保護司の方が余り高齢であると共通

○政府委員(本江威憲君)　更生保護の活動は地域の人々の幅広い連携、支援を必要としているのですがあります。中でも更生保護婦人会、BBS会、さらに協力雇用主は、更生保護の民間協力者として組織的に犯罪予防活動、保護司活動に対する協力活動、保護観察を受けている者に対する援助活動、刑務所や少年院の訪問活動など多様な活動をしていただいている、まことに貴重な存在であると考えております。

保護局としては、これらの組織が民間の自主的

の話題がなく、心も通じ合わないということから、「二十代、三十代の青年なら非行に走った子供たちとジエネレーションギャップがないということ」とで、そういう少年たちの心をつかむのではないが、こういう記事内容です。「法務省が期待しているのは、たとえばこんな保護司だ。」と書いてあるんですね。

防活動等のことを考えると若い活動力のある保護司さんも必要であるということから、若返りを念頭に置いていろいろ後継者の確保に努力していることも間違ひございません。

先ほども申し上げましたように、なかなか自分的生活で精いっぱいなところへ保護司の仕事といふのはある意味では非常に危険を伴うことでもございまして、そう無理やりといふか強引に進めていつても功を奏するものではありません。そういうことをいろいろ考えながら、できるだけ若い人たちにも保護司になつてもらうべく努力は続けているところでございます。

あつたとしても、例えば社会的信望を有するいと、時間的余裕、それから生活が安定していること、ここを厳格に要求されますと、若い方にはこのところで当てはまらなくなるという気がするわけです。

そこで、この条件自体が何か基準があつてないようなところもありますし、他方でもし保険司の若返りということを阻害している面があるのであれば、この条件自体をもう一度検討し直す必要があるのではないかなどという気もするんですけれども、保護局はどのようにお考えでしようか。

○政府委員(本庄威憲君) この具備条件について、は、法律が制定された時代もあわせて考へると、あたかも各地方の名望家を念頭に置いてつくられ、こいつにこじまぬまうまいこいつにこじまぬまうまいこいつにこじまぬまうまいこいつにこじまぬまうまい

たかのことをよく思ふ上、えかねないといふ面に確立
にありますので、今回の全国保護司連盟との六回
にわたる協議会の中でその点も検討したところで
はありますが、現実に無職の人、主婦の人などた
くさんの方、またはサラリーマンの方なども既に

保護司として入ってきてくださっておりますので、現時点においてこの条文が保護司の採用に支障になるという状況にはなっておりません。したがいまして、将来の検討課題ではあるとしても、保護司連盟と検討した結果としては今後は改正

ないということになつたのでござります。
そうは申しましても、議員おっしゃったように、そういう印象を与える危険もなきにしもあらずでありますので、今後、保護司に関する広報

等
あらじいに後継を確保のいろいろな努力の中で
そういうような間違った解釈をしていただかない
ように一生懸命努めてまいりたいと考えております。

の話題がなく、心も通じ合わないということから、二十代、三十代の青年なら非常に走った子供たちとジエネレーションギャップがないということとで、そういう少年たちの心をつかむのではないか、こういう記事内容です。「法務省が期待しているのは、たとえばこんな保護司だ。」と書いてあるんですね。

それで、こういう目的のために法改正という記事だったのですから、今回の法改正が保護司の年齢若返りにとって何かより有効なといいますか、そういうのがぱっと前面に出るのかなと思いまして、実際何がちよとそここの若返りとのの改正の内容との因果関係というのがよくわからないうわけです。もしかしたらこの記事は間違っているのかなという気もするわけなんですけれども、今回の法改正では保護司の若返りというのはターゲットを入れておられるのでしょうか。

○政府委員(本江威志君) 私どもその新聞記事は承知しております。

その新聞記者が出たときに、年輩の保護司さんから、もう我々は要らないのかと言わんばかりの御下問がありました。

私どもは保護司が若返らなければならないということだけを考えて今回の法改正に着手したわけではありません。また、年輩の保護司の皆さん方が私たちが想像する以上に大変な努力をしてくださって、実際にも年齢が高いがゆえに少年と心が通じ合えないというようなことは現場からはほとんど報告がなされておりません。実際、十年、二十年、三十年と長い期間にわたって保護観察をやってこられて、それなりに能力も高くなり、知識も豊富になって、また人生の社会経験の豊富さがそれに功を奏して、少年を立派に導いてくださいます。そういう意味で、年輩の保護司さんも大変よくやつてくださっていると思っております。

ただ、六十歳以上の保護司さんばかりが現在いるということとは、やがて将来のことを考えると先細りになる危険もある、また実際に最近の犯罪予

防活動等のことを考えると若い活動力のある保護司さんも必要であるということから、若返りを念頭に置いていろいろ後継者の確保に努力していることも間違いございません。

先ほども申し上げましたように、なかなか自分的生活で精いっぱいなところへ保護司の仕事といふのはある意味では非常に危険を伴うことでもございまして、そう無理やりというか強引に進めていっても功を奏するものではありません。そういうことをいろいろ考えながら、できるだけ若い人たちにも保護司になってもらうべく努力は続けております。

今回の法改正で組織的対応をするようになり、また地方公共団体との連携が深まっていきますと、この問題はかなりの効果が期待できると考えております。

○大森礼子君 高齢者だからだめだと一概にはもちろん言えません。ただ一方で、人生経験豊富であるという反面、年をとると頑固になるという傾

向もあらずして他方で若くてもしっかりした人もいるしそうでない場合もあるし、要するにその人の人格という問題なのかなという気もするわけです。

したことから、若返りといふことを考えるときには、一番問題になるのは保護司法の三条の要件ですね。先ほども他の委員から質問が出ましたけれども、それは「人格及び行動について、社会的信望もとづいて」、「最も多く」「つまびらかに」等

時間的余裕を有すること」、「生活が安定していること」。それから「健康で活動力を有すること」と、「この基準というか要件ですが、「すべての条件を具備する者の中から」とあるんですねけれども、この条件の中身が非常に測定不可能なような基準でありまして、例えば生活が安定していることなどっても、これは何を基準にするのか。借金がないことなのか、それとも何かに寄附

防活動等のことを考えると若い活動力のある保護司さんも必要であるということから、若返りを念頭に置いていろいろ後継者の確保に努力していることも間違ひございません。

先ほど申し上げましたように、なかなか自分的生活で精いっぱいなところへ保護司の仕事といふのはある意味では非常に危険を伴うことでございまして、そう無理やりといふ強引に進めていっても功を奏するものではありません。そういうことをいろいろ考え方ながら、できるだけ若い人たちにも保護司になつてもうべく努力は続けているところでございます。

今回の法改正で組織的対応をするようになり、また地方公共団体との連携が深まっていきますと、この問題はかなりの効果が期待できると考えております。

○大森孔子君 高齢者だからだめだと一概にはもちろん言えません。ただ一方で、人生経験豊富であるという反面、年をとると頑固になるという傾向もありまして、他方で若くてもしっかりした人もいるしそうでない場合もあるし、要するにその人の人格という問題なのかなという気もするわけです。

ただ、保護司若返りということが記事になりましたことから、若返りということを考えるときに一番問題になるのは保護司法の三条の要件ですね。先ほども他の委員から質問が出ましたけれども、それは「人格及び行動について、社会的信望を有すること」、「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること」、「生活が安定していること」。それから「健康で活動力を有すること」と、この基準というか要件ですが、「すべての条件を具備する者」のうちから」とあるんですけれども、この条件の中身が非常に測定不可能なような基準でありまして、例えば生活が安定していることなどといつても、これは何を基準にするのか。借金がないことなのか、それとも何かに寄附行為をしてもいいというほどゆとりがあることなのか、非常に幅があると思うんですね。そういう

そこで、この条件 자체が何か基準があつてないようなところもありますし、他方でもし保護司の若返りということを阻害している面があるのですれば、この条件 자체をもう一度検討し直す必要があるのではないかという気もするんですけども、保護司はどうにお考えでしょうか。

○政府委員(本江威志君) この具備条件については、法律が制定された時代もあわせて考えると、あたかも各地方の名望家を念頭に置いてつくられたかのこととき印象を与えるかしないという面は確かにありますので、今回の全国保護司連盟との六回にわたる協議会の中でその点も検討したところであります。が、現実に無職の人、主婦の人などたくさんの方、またはサラリーマンの方なども既に保護司として入ってきてくださっておりますので、現時点においてこの条文が保護司の採用に支障になるという状況にはなっておりません。したがいまして、将来の検討課題ではあるとしても、保護司連盟と検討した結果としては今は改正しないということになったのでござります。

そうは申しましても、議員おっしゃったように、そういう印象を与える危険もなきにしもあらずでありますので、今後、保護司に関する広報等、あるいは後継者確保のいろいろな努力の中です、そういうような間違った解釈をしていただかないように一生懸命努めてまいりたいと考えております。単純に考えまして、支出ができるなりであれ

○大森孔子君 次に、地方公共団体との協力関係についてお尋ねいたします。

地方自治法二百三十二条の一には、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しております。これは支出についての規定であります。単純に考えまして、支出ができるなりであれ

ば、その必要な協力といいますか、これも明文がなくともできるのではないかというふうに思つたわけですけれども、今回の改正案の中で、特にこの地方公共団体との協力関係を明文化した理由は何なのでしょうか。それに具体的にどのような協力を期待できるのでしょうか。

○政府委員(本江威志君) 今回の法改正においては、地方公共団体の保護司組織に対する協力、必要な協力をすることができるという規定を設けました。お互いに犯罪の防止という観点で相互の協力関係が深まるなどを期待しての規定でござります。

具体的には、このような規定を設けることによって犯罪防止活動が一層効果的に行われるようになるとか、あるいは地方公共団体の方から人、物的支援をいたぐ機会が多くなるということを期待しているのでござります。

この必要な協力というのを具体的に申し上げますと、例えば人的な協力としては、地方公共団体の職員を保護司組織が行う研修へ講師として派遣していただきとか、あるいは保護司組織の事務局の事務を支援していただきとか、あるいは研修に参加されますし、物的な協力ということになります。

行政の税金のむだ遣い等が指摘される中で更生保護活動の社会的価値も考え合わせますと、保護司組織の会議、研修などに地方公共団体の会場を使わせていただきとか、こういうことは実際には全国各地でその程度はまちまちでありますけれども既にやられておりまして、こういうことをできるだけお願いしたいとか、あるいは保護司の候補者の人材に関しても、この点につけても十分考えていただきたいと思います。

最後に、財政的支援の問題については、今回改正是地方公共団体から補助金をいたぐといふことは念頭に置いておりませんで、そちらでは

の方は既に地方自治法の一百三十二条の二の方で地方公共団体によっては財政的支援をいたいでいるところでございます。したがって、今回の十七条関係では人的、物的な支援を想定してのものでござります。

○大森礼子君 ありがとうございました。

最後に、法務大臣にちょっと御決意を伺いたいということです。

保護局は定員二十二名の少人数の部局であると聞いておりますが、その下に社会奉仕精神を抱いてボランティア活動をされる五万人弱の保護司の方がおられるわけです。

私が検事の仕事をしておりますと、捜査して處罰すべきは起訴して公判維持するわけですがどちらかのなかに「更生保護」の方方がはるかに価値的な仕事なのが何うに感じたこともございま

ておりますほか、更生保護施設に委託して食事、宿泊の供与、補導の実施などを行っております。特に更生保護施設は生活の援助、生活訓練等を行う場として重要な役割を果たしていると考えております。

○照屋寛徳君 保護司の保護観察の職務の中で、就職のあっせん依頼というんでしょうか、恐らくそいつたものがかなりの件数で行われているんじゃないかと思います。長らく不況の中でまともな人でもなかなか就職が難しいという状況であります、このような保護観察の職務の一環としての就職あっせんなどは実態はどういう状況にありますでしょうか。

○政府委員(本江威志君) 保護観察の実施過程において、保護司は対象者の就職について、知り合いの事業主に頼んだり公共職業安定所に対象者を同道するなどして就職の援助を行っておりますが、保護局においてその件数については具体的には把握しておりません。

また、更生保護に対する民間協力者の中に、先ほど少し触れましたが、犯罪者や非行少年を積極的に雇用していただいている、私どもが協力雇用主と呼んでおりますが、平成九年四月一日現在で全国で四千四百七人がこの協力雇用主として登録していただいております。また、そこに雇用されている保護観察対象者は平成九年四月一日現在で八百十一人となっております。

</

○政府委員(本江威蔵君) 我が国の保護司制度は、保護観察対象者と同じ地域に住む保護司が常に対象者の身近にあって、夜も昼もなく自宅に招き入れて相談に応じその更生を援助しているといふところに大きな意義がございまして、これを継続していくことは大きな意義があると思うのであります。

外国に関してはまだ研究はそれほど進んでおりませんで、いろいろな国のこととはわかりませんが、同様の制度を持つている国が多くあると聞いておりまして、現在、私どもも一国ずつ制度を研究していくところでございます。

保護司に専門家をもつと迎えたらどうかといふ御質問であります。が、本年の一月一日現在の社会福祉事業関係者、教員、医師、弁護士等の保護司は約四・七%であります。委員が今おっしゃつたようなアメリカの状況から比べれば非常に寂しい状況にあると思います。

困難な対象者が増加しつつある中で、このような専門的な知識を持つた保護司の方が増加するることは大変喜ばしいことであると考えますので、今後とも努力はしてまいりたいと思っております。

ただ、そうすぐには増加するとも思えませんので、例えば覚せい剤事犯に対する対処の方法、如何の方法ということについては、保護司に対するあるいは保護観察官に対する研修を充実させることによって当面は補つていただきたいと考えております。

○橋本敦君 楽話はわかりましたが、困難だということを認識されながら当面ということをお話になつての対策は聞きましたが、思い切って視察を広げて、国際的な水準とまではなかなかいきませんが、我々司法の一端を預かる者も含めてみなで努力をしていく必要があると思いますので、法務省としても一段の努力をお願いしたいと思ふわけです。

次に、アメリカのさつきの例を見ましても、女性が多いこと、若い方が多いことが一つは特徴でありますね。我が国の平均年齢、男性は

六十三歳 女性は六十一・七歳といった状況に比べましても、若い方にもっともっと活躍していただくということは先ほどから議論があつたとおり大事でございます。

神奈川である男性保護司の方からお話を伺つたのですが、十代の女性がいらっしゃって、これの保護観察をやらなくちゃならぬ。そうしますと、保護司さんがお年寄りですから、なかなか話が通じないというより、対象者が物をなかなか言いつくいうか言ってくれない、親しみを持つてくれないということで、保護司さんが悩まれているというお話を聞きました。

こういう場合は、若い方の気持ちもよく理解できるし、若い者もこれは話ができるという信頼感を持てる。ある一定の若い保護司さんに当たつていただくということにするといいと思うんですが、さりとてベテランの保護司さんの経験と持つていらっしゃる見識というのも大事ですね。そういう場合は、若い方とお年を召された経験豊かな保護司さんとがペアになつて協同してやる、こういった親切な対応も私は今後は考えていく必要があると思います。

特に若い人の少年犯罪を含む最近の事件の激増を見ますと、本当にこれを更生させていくためには、思い切ったそういう措置も含めて、人員増も含めて検討する必要があると私は痛切に思うんですが、そういうたペアの仕組みはなかなかつくられていないようです。こういった現状の改善についてどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(本江威志君) 確かに保護観察の実効を上げるために、一人で対応するよりも二人で対応した方がより客観的に見ることもできるし、いろいろの処遇の方法もより豊かになるということはまさに委員おっしゃるとおりでございまして、私どもも保護観察官について、現在既に一人の対象者を二人の保護観察官で見てお互いに研修し合うという制度を設けて試案を実行しているという状況でございますが、そういうことをやっており

今後できるだけ先生がおっしゃった年齢の点あるいは経験の点などを組み合わせながら、より有効に保護司としての職務が遂行できるように考えたいかぎりと思っております。

○橋本牧君 この問題で私も幾つかの点を指摘しましたが、各委員から指摘された点もそれぞれ重要な意味を持つていて思っています。

大臣は所信表明において、「近時、処遇困難な保護観察対象者が増加しております。」ということで、一方、「保護司適任者の確保が困難になります」とつあります。」ということと、困難な面も御指摘になって改善の意向を示しておられます。

私は、この法が施行される機会に、募集方法に思い切った新たな発想、そしてまた実際の運用に適切なこれまでの経験を生かして新たな発想を、そしてまたここでの議論や多くの関係者の意見を入れながら、諸外国の例も含めて検討を進めるなど、省内に積極的な検討の会議をお持ちいただきたい、この法案が実りあるよう進めさせていただくことをぜひとも願いいたいんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(下畠葉耕吉君) 会議を設けるのがいいかどうかはともかくといいたしまして、御指摘の点は極めて重要なポイントだらうと思います。

高齢化の問題がまず一つございました。この問題につきましては、保護司自身の仕事というふたつのものが場合によっては三つぐらいに分けられる。ところが、高齢の人たちは地域の名士の方が多いわけでございます。心情もよくわかるし、それから具体的に仕事のお世話だとか何だかんだじいうことはもう本当にすばらしいほど御協力いただいているわけです。

それから、気持ちをわかってどういうふうにす

人なんかがいいと思います。たまたまBBSの大会がこの前ございまして、皇太子、同妃殿下も御出席いただいて御激励をいただいたわけでございますが、そこにおける発表なんかを聞いていますと、そういうふうな若い人たちが保護司さんあるいは観察所の職員と一緒にになって具体的に更生をやったような事例なんかを聞きました、本当にこれはすばらしいなと思つたこともたくさんございました。

そういうふうな意味で、更生保護に当たる人は、今回は保護司の法律改正をお願いいたしておりますわけでございますが、この人たちが中心になることは間違ひございません。そして、その周辺にいろいろな組織がありますから、例えばBBSならBBSにしましても、そういうふうな中から保護司の方へどんどん優秀な方、熱意のある方、責任者に来てもらうとかいうふうな形でいろいろ考えてみたいと思いますし、関係者もたくさんおりますので相談を続けてまいりたい、このように思います。

○橋本敦君 最後の質問ですから簡単に聞きます。

社団法人全国保護司連盟というのがあります
が、これは法務省の監督指導を受けているはずです。
す。この会長の衆議院議員在職二十五周年を祝う会という方がございまして、会費は一千万円、
ペーティー券ですが、案内状にもこれは政治資金規正法に基づくペーティーであることが記されている。こういう会合で、全国保護司連盟とい
う社団法人の名前で資金集めがやられるということは、法改正によって保護司組織が法定化され社会的にきちっとした権威を持っていくというときには、こういうことは余り好ましくないのでな
いかと私は思つんです。

法務省としてこういった問題について適切な指導を最後にお願いしておきたいと思うんですが、いかがでしようか。

○國務大臣(下種葉耕吉君) 御指摘の件について

は検討いたしてみました。今お話しのとおりに、これは衆議院議員二十五周年勲銘をお祝いする会合ということになりました。たまたまその方が全国保護司連盟の会長をなさっているということ

でござります。

もともと保護司関係の組織というものは政治的に中立でござりますし、今後もそうでなければならない、このように思います。したがいまして、保護司連盟が主催してやつたということではなくて、会長さんの二十五周年のお祝いだということ

で参加されたんじゃないかと思いますけれど

も……。

○橋本敬君 案内状は保護司連盟事務局で出ている。

○國務大臣(下種葉耕吉君) これは余りいいことじゃございませんので、そういうふうなことがないよう指導してまいりたい、このように思いました。

○平野真夫君 数年前、下種葉大臣がこの法務委員会の理事さんをやられていたところ、何度もこの保護司制度の拡充について盛んに質問されていたのを聞いていまして、私はなるほどと思っておったわけでござります。

私が出身の土佐清水市の私の生まれたところの近くの方、松本隆さんという方が高知県の保護司連盟の会長をやられておりまして、昨夜電話をしましたところ、今回の改正に大変感謝をしておりまして、早く法律を成立していただきたいと。現在の保護司の職務については、完璧に近い満足とい

いますか仕事の生きかいを持っておりました。

そういうことがきっかけになりまして、短時間でございますが、保護司法、保護司制度の勉強をさせていただきました。五十年前につくられたという法律でございますが、これを素朴に読んでみると。これはやはり正確に、保護司さんが我々はボランティアで無報酬で仕事をしますと言つておられる。これはこの無報酬制度を改正することは考えておりません。

○平野真夫君 保護司さんたちの意図で無報酬でやります、無報酬で結構ですということと、給与を支給しないと国が法律で決ることとは別ですよ。これはやはり正確に、保護司さんが我々はボランティアで無報酬で仕事をしますと言つておられる。これはこの無報酬制度を改正することを考えておりません。

そういうふうな表現にさせてもらいました。

○平野真夫君 いずれにせよ、保護司という言葉、弁護士さんなら士という、それから医師、歯科医師、そういう大事な仕事の名前があるんですねが、保護司という名前のイメージも本当はもうちょっと適切ない言葉に見えるような制度の整

います。

先輩の諸先生の質疑にありました、いわゆる報酬がないということが一つあるわけです。十一

条には「保護司には、給与を支給しない」という規定が書いてあるんですね。昭和二十五年の話

ですから、當時と今と大分違つんですが、「保護司の使命」には、「社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与する」ことを、その使命とする。」ということで、憲法

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

○山田俊昭君 現状で十分だということですか、私の意見も検討に値するというような御答弁がいだけるかと思ってお願いしたんですけれども。私はやっぱり全国的な形での組織化されることが理想のような気がいたしますので、くどいようですが、あえて御検討いただきたい御要望申し上げておきます。

それから、これも円委員がお尋ねになつたところと多少重複するわけありますけれども、保護観察を受けたことのある人が保護司になれないかという質問をされたんですが、法第四条二号で禁錮以上の刑に処せられた者を無条件に保護司の欠格事由にいたしているわけでありますが、これは果たして妥当かという疑念を私も持つわけあります。

犯罪の前科歴のある者を保護司にすることは

法務省としてはとり得ないという気持ちはわかる

んですが、たとえかつて犯罪者であつても今は立派に更生した者の方が、意見や指導するというの

か、むしろ説得力が経験者の方があるんじゃなか

うかというような気もするわけあります。そ

して、現行刑法の三十四条の二の第一項は、言う

までもないんですが、いわゆる前科抹消の制度を設けております。十年たてば刑の言い渡しは効力を失つわけであります。

そこで、先ほども円委員が聞かれたんですけれ

ども、ちょっと正確な答えが返つてこなかつたの

で改めて質問をするんですが、前科がある、禁錮

以上の刑に処せられた者が保護司さんになられた

ということは一度もないんでしょうか。

○政府委員(本江威基君) 確かに委員おっしゃる

点の現在の保護司法の欠格条項は、国家公務員法

三十八条と比べて保護司の条件の方が厳しいこと

になっております。しかし、これはその保護司の

職務が犯罪者や非行少年の改善更生を援助すると

いう立場にあることを考慮したものでありま

して、それなりに容認できることと思われます。そ

してまた、先ほどもお答えいたしましたとおり、

これまでのところは運用に当たりまして禁錮以上

の刑に処せられた者を保護司に選任するよう推薦

したことはないということです。

○山田俊昭君 それで、今まで法第十二条によつて保護司を解雇されただけの件数はあるのかないのか。

○政府委員(本江威基君) 保護司が保護司法四条

の欠格条項に該当することになった場合や三条の

の課題にしていきたいと考えております。

○山田俊昭君 保護司法の十三条、これは先ほど

の平野先生と私は反対の意見なんですね。保護司に

は報酬を与えろ、長年奉仕してくれた人には表彰

をして、生存者歎勲の対象も勳五等よりもはるか

に高い勳章を与えたらどうかというような御意見

であったわけあります。保護司制度の本質はボランティアなのであります。名譽を求めたり

彰制度を保護司法の中に設けていること自体がね

かしいと考えるものであります。いわゆる名譽

で人をつるというようなことに結果としてなるの

そこまであります。そこで、改正法第十六条、現行法第十三条で表

彰制度を保護司法の中に設けていることはむしろ

その精神に明白に反するわけであります。

そこで、改正法第十六条、現行法第十三条で表

彰制度を保護司法の中に設けていることはむしろ

その精神に明白に反するわけであります。

そこで、改正法第

害補償保険法その他の法律の規定に基づき国が取得した損害賠償請求権及びオウム真理教の清算人

選任申し立て事件における予納金に係る償還請求権は、國以外の者が届け出た債権のうち生命または身体を害されたことによる損害賠償請求権におけるものとすることいたしております。

第二に、本法律案は、公布の日から施行するものといたします。

以上が本法律案の趣旨及び内容であります。

本法律案は、去る八日、衆議院法務委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

ますよつにお願いをいたします。
○委員長(武田節子君) 以上で趣旨説明の聽取は
終わりました。

○委員長(武田篠子君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

○委員長(武田節子君) これより質疑に入りま
す。

質疑のある方は順次御発言願います。
○円より子君 民主党・新緑風会の田より子で
す。

ただいま笹川委員長からの提案理由説明にもありましたように、坂本弁護士一家が拉致され殺害

されたいた事件、地下鉄サリン事件の犠牲となつて亡くなられた方々の無念や、まといまだに傷がいえ

ず、深刻な後遺症に悩まれ、生活基盤まで失うおそれを持つていらっしゃる方々の悔しさ、つらさを考えますと、これは損害賠償金であがなえるようなものではないとは思います。しかし、その配当額が被害者救済にはほど遠いことが大変問題で、その意味では、国の持つ債権を犯罪被害者の損害賠償債権に劣後させることによって被害者へ

の配当率を向上させるという今回の法案は速やかに可決されるべきだと私は思っております。そこで、幾つか発言させていただきたいのですが、今回この被害者への配当率を向上させるという特例法案は被害者にとっても大変助けになるとは思いますけれども、今回のような国債権を放棄するケースというのは今までにほかにはなかったのでしょうか。また、わざわざ特例法案として特別立法が必要になるのは現行法のどの部分に抵触するからなのか、この根拠は何なのか、また、他にもしこういったケースがあるとしたら、そのケースとわざわざ連えてこの特例法案をつくった理由はなにか、その辺の御説明を願いたいと思います。

○衆議院議員(笹川亮君) 細かい部分につきましてはまた事務当局の方から説明をいたさせますが、案をつくりました委員長といたしましては、御案内のように、理事会におきまして各政党の皆様方から委員会提出でやるよにということです。全会一致という形で私が代表になりました。

御案内のように、平成七年三月二十日に発生しました地下鉄サリン事件は今も内容について御説明いたしましたが、まさに日本の犯罪史上類例を見ない凶悪な事件でございました。また同時に、サリンというまことに国民自体がわからぬい、目に見えない、そういうものの被害でございまして、そういう意味では日本の犯罪史上類例を見ない。結果において大勢の皆さんのが亡くなつた。松本サリン事件で七名、それから東京の地下鉄で十二名、合計十九名の方が命を落とされました。また、その後も重傷、事件でまだ苦しんでいらっしゃる方がたくさんおられる。

こういうこととにかくまして、御案内のよう

にオウム真理教は現在破産手続が進行中であります。もちろん破産管財人に阿部三郎さんという弁護士の方が現在選任されておりますが、事件が起きましたして三年たちました。その間何をしていたんだというような御批判もあることと思いますが、こういう大きな事件を整理するために破産管財人

は大変努力をしていただいた。やっと破産管財人の方からある程度細かい数字の御提示をいただき

まして、国としても、我々国会議員としてもできることは何かということを考えますと、国としては財政法という法律もありますし、また債権責任法という法律もあって、なかなか政府の債権を要らないというわけには簡単にいかない。また、過去にもそういう例はほとんどないようにも聞い

方に御承認をいただいて、一日も早く解決をしたいたい。

資産の部はございません。右の負債の方は合計五十一億九千八百万。すなわち、もう配当が本当に少ないとこのことで大変厳しい状況でありますので、今後も引き続きこの資産を貯めつつ、本

の故障した人、亡くなった方々の債権に回したい
ということです。特例でこれからもそういう
ことをどんどんやるのかと言われましても、私
個人としてはちょっとお答えできかねることでは

ある三五思ひますか 特別な事情だと、居間にあたそれだけのことはしてもいいんぢやないのかと、いう二点でござりますので、國の資産をおへらせ

るためには特別立法をつくらなければそれが実行はできない、こういうことでありますので、ぜひひとつ御理解いただきたいと思います。

○政府委員(細川清君) 本法案が必要な理由でござりますが、財政法には「國の債権の全部若しくは一部に就ては二つ以上の方法によることは、法

律に基づくことを要する。」という規定がござります。もう一つ、国の債権の管理等に関する法律

におきましては、国に対して債務を負っている者が破産宣告を得た場合には国はその債権を届け出なければならぬという規定がございまして、この二つをあわせ読みますと、本件の場合には、特別の法律がないと劣後の扱いにするということはできないわけでございまして、そういうことだと、ただいま鶴川委員長から御説明がありましたよう

な本法案が起草されたわけでございます。したがいまして、従来にそういう例があるかと
いう御質問ですが、詳しく述べて事実を承知して
いるわけではありませんが、ただいま申し上げた
ような法律の規定から見ますと、本件のような場
合にはこれを劣後させあるいは取り下さることは
ないんではないかというふうに承知しております。
○円より子君 今、委員長が説明してくださった
ように、確かに負債の方は五十一億九千八百万で
すのに、オウムの資産の合計は十億四千万という
ことで、これでは被害者の方たちに配当できるも
のが二割に満たないという状況ですね。それで、
今回国が債権を放棄したことによって、自治体も
また當団地下鉄も債権放棄するというような意向
を聞いておりますけれども、それでようやく被害
者の配当率が一割を超えるかということですが、
それでもオウムの資産が大変少ないので、本当の
意味での被害者の救済にはならないよう思つん
です。
そこで、まだ調査中ということですが、法務省
に聞きたいんですけども、このオウムの資産が
ふえる見込みがあるのかどうか。それから、例え
ば今オウム真理教は任意団体になつておりますけ
れども、その後さまざまな分野で巨額な収益を上
げているというようなことも公安調査庁が発表な
さっていますけれども、国民感情としては、宗教
団体のオウム真理教と任意団体とは違うといふこ
とがわかつていて、法的には出せという根拠はな
いとはわかっていますても、なぜ犯罪被害者にも
うけている分をもつと出せないのかというところ
があると思うんです。別組織になつているとは
いつても、この任意団体ともともとの破産した宗
教法人との間の承継関係というのはどういうふう
に解釈すればいいのか、その辺をお聞きしたいこ
とと、また、やはり今回の教団の犯罪といふのは
は、國がある程度放置していた責任があるのでは
ないかという気もするんですが、そうしますと、
今回のこういった債権放棄の措置以外に何か国が

やつていいのではないかと、そのあたりについて、法務省がお答えにくければ委員長いかがかと
いうあたりをお願いいたします。

○円より子君 終わります。
○大森礼子君 公明の大森礼子です。質問いたし
ます。

す。それについては、政府としては、先ほど訟務局長の答弁がありましたように、法律もないのにそ

○衆議院議員(笹川亮君) 円委員のお気持ちは個人的にはよく理解ができますが、御案内のように法律というものがございまして、法によりましてオウム真理教は現在清算手続を進行しております。オウム真理教を信じた方々が今上野あたりでパソコンを売っている、年間五十億ぐらい売り上げがあって相当の収益があるじゃないか、それをひとつ取つたらどうだというのは個人的にはわからんですが、これは感情論として、法律論にはやっぱりなじまない。別人だということでありま

今回の法案は、オウム破産手続の中で国の債権者を犯罪被害者の届け出債権に劣後させるものでありまして、大きな被害を受けたサリン被害者への配当率を上げるものであります。当然の措置と考えております。

〔委員長退席、理事清水嘉与子君着席〕

この問題につきまして、私は弁護士と関係者から陳情を受けたことがありますけれども、それは平成八年六月のことでありました。

そのとき、その弁護士の中には私と同期の弁護士、ということは坂本弁護士と同期の方もいました。

先ほど衆議院の法務委員長の方からも答弁がございましたが、いろいろな時期がございます。債権額の確定あるいは債務額の確定、それがある程度進んできませんと、立法府におかれこれをお法規にするという動きもなかなか出てこない面もありますかと思ひます。そういう意味で、今回立法府がこういう御決断をされたというのは、それなりに債権を放棄するわけにはいきません、こういう回答を申し上げたんじゃないかというふうに思いました。

メリカ合衆国の施設もねらつた、ペントゴンへサリンを散布しようという計画もあったとか、こうなっておりまして、要するに、これはどういう犯罪だったのかよくわからない。例えばサリン工場にしても、プラント建設がなぜできたのか、どうやって原材料を入手したのか、わからないところが多いございます。ロシアとの関係はどうだったのか。

こういう中で、例えば地下鉄サリン事件一つとりましても、あれは警察が強制捜査に着手するという情報が事前に漏れたので先手を打たれた、こ

ただ、オウム真理教の財産を使用したり、あるいは借りてそれを運営したとか、あるいは資金を借りて運営したとかという何か証拠が法律的に出ればこれは考えられるのじゃないかと思いますが、今のところはそういうことも破産管財人の方から聞いておりませんので、非常に悔しいけれども、その点については何ともできないのではないかのかなと。

たわけですけれども、その弁護士さんたちが、サリン被害者の中には早くオウムのことは忘れないとしてみずから請求権を放棄した人もいるんだ、国は何で早く放棄しないのかということを言っておられました。そして、その場で関係の各省庁の説明を受けたわけですが、法律を盾にできない、こういう一点張りであったというふうに記憶しております。

○大森礼子君 先ほど円委員の方から、オウム犯罪が拡大したことについて、これは国が放置していたことも原因があるのでないか、こういう趣旨のことをお述べになりました。

今回の特例法によりまして、被害者の方は配当額が多少上積みされるという財産上の利益といつても、こういう形で取つてもらいたいとは思っております。

ういう記事もございました。
こうしたことについて、私たち国民というのは
あのオウム事件が一体何であったのかということ
について何も知らされていないわけであります。
アメリカの方では、上院政府活動委員会の調査小
委員会がすぐ調査に着手いたしまして、平成七年
十月三十一日には調査報告書をもとに公聴会を開
く、こういう態度をとっております。アメリカで

は、そのときの答弁としては仕方がないのかも知れませんけれども、今回こういう特例法ができたように、特例法というものがあればこれは可能であるわけです。

は、なぜこんな事件が起きたのかということだと
の遺族の方とか重傷を負わされて今も後遺症に悩む
方の素朴な疑問、悔しさといいますか、その思い
が、確かにあのサリン事件等で亡くなられた方
の死をうながすものだ。

すらそうであるのに、当事国である日本については、このオウム事件については総括とか検証がなされていないわけであります。

ていただいておりますからもうほとんどないと思いますが、隠し財産があればこれはまた配当可能になると思うんです。

そこで、なぜ政府がかたくなな態度をとったのか、そして今回そのかたい姿勢を変更した最大の理由は何だったのか、この点をお尋ねいたします。

〔理事清水嘉与子君退席、委員長着席〕

いた中には、先ほども内委員は國が放置したと
いう表現をされましたけれども、いろんな國や地
方の機関が有効な働きをしていなかつたのではな
い。

さと計算しても、配当率が何か一八・七%など
らいで、國の方を劣後いたしますと一〇・八%など
らしいになるんじゃないかと。あるいはまた、地方
税等もありますので、これは國の立場から私たち
が論評することはできませんが、それぞれの地方
自治団体が自分たちの考え方でどういう方法をと
られるかわかりませんけれども、それによつてま
若干変わってくるのではないかなどというふうに
考えております。

○政府委員(但木敬一君) 法務省当局が具体的にどういう言葉を言ったのか私は存じ上げませんけれども、法務省といたしましては、いわゆる各省政府から債権回収を依頼されてそれを破産財団に届け出た、こういう立場にございました。その立場から國つまり政府側から債権の放棄ができるないだろか、あるいは届け出の撤回ができるないだろか、こういう御質問を受けたのだろうと思いま

に閲する記事とか報道とかずっと読んでおりますけれども、本当に中身がよくわからない。麻原がハルマゲドンを自作自演するために起こした事件であるとか、専制オウム王国を創設することが目的だったというわけです。そうすると、政府を転覆するわけだから政府要人とか与党とか閣僚がねらわれていはずなのに、そういう人がねらわれたという情報はないわけです。

彼らが最初につくったサリンでねらおうとした

この点につきまして、きょうは法務省にお尋ねするしかないんですけども、法務省としましては、この事件について総括、検証をしまして国会とか国民に報告しようというお考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(但木敏一君) この事件は非常に大きな被害をもたらした未曾有の事件でございます。したがいまして、法務省としてもこの事件については極めて強い関心を現在でも持ち続けております。

一方では、法廷におきまして種々の事件が現在裁判進行中でございます。他方におきましては、御案内のとおり、公安調査庁が規制請求を行いまして、これが公安審査委員会によって却下されたわけでござります。ただ、その際、公安審査委員会は公安調査庁の請求に対しまして、暴力主義的な破壊活動を行ったという点については認定しております。なお、その理由の中にそれなりの結論は行なわれておるというふうに考えております。

刑事事件につきましては、各事件の冒頭陳述あるいは論告等において、検察官から見たそれぞれの事件に対する考え方というものは表明されていると思っております。

先ほど委員から、これを總括して国会に報告するつもりはないかというお尋ねがございました。仮に国会から御要請があれば、法務省はそれに対して真摯に対応するということになろうと思います。

○大森礼子君 ありがとうございました。

確かに、公判は公開制ですから行けばわかるのかもしれません、みんなが行けるとは限りません。そして、公判で刑事案件の中で明らかになるのは、やはり犯罪構成要件の立証、公訴事実の立証が主なわけでありまして、その背景事情といふのも余りに深く入りますと、情状にも関係ないといって法廷では明らかにされないわけあります。それから、公安調査庁の方での破防法適用の手続きにつきましても、これは一般に知らうと思えば知ることができるものかもしれませんけれども、國民に向けて明らかにされた事実はないというふうに思ひます。今、官房長の方が、もし国の方からそのような要請があればこれに応ずる用意がある

というふうにお答えいたいで大変うれしく思います。いずれ時を見ましてそのような要請をしたいと思います。

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳でございます。

私も本法律案に全面的に賛成の立場でございます。

したがいまして、法律案をまとめるために御苦労された笹川委員長に心から敬意を表したいと思つております。

オウム真理教による地下鉄サリン事件、これはもう不特定多数の人々が犠牲になりました。また、私も弁護士であります。坂本弁護士一家の殺害事件も極めて殘忍で、計画的で、許しがたい事件であります。そういうオウムによる事件の被害者の救済を図る、しかも緊急に図るという上で必要な法律案だと、こういうふうに理解をいたしております。

その前提で、一点お聞かせを願いたいと思いますが、オウム真理教に対する破産申し立て事件

において、裁判所が国に対してもかなり高額の予納金の上積みを求めた、こういうことがマスコミ等でも報道されておりますが、その理由はどこに

あつたのか。そして、国が予納した破産予納金の正確な金額等がおわかりであればお教えいただきたいと思います。

○政府委員(細川清君) 裁判所が予納金を求めた

金額は総計九千六百万でございます。当初六百万円であったのが後に御指摘のとおり九千万の上積みを命じられたということでございます。

私はもは裁判所から具体的にその理由を聞いてみるわけではありませんが、ただ一般的に十分に推測はつくわけでございます。それを申し上げま

すと、破産財團の規模、財團債権の種類、債権者

の数、債権の額などから物件の調査その他の管財業務に要する費用が多額となることが予想される

ことから、一方あります。他方、財團資産、

とりわけ破産管財人の管財業務のために支出できる手持ちの現金が少ないというふうに予測される

ときには、裁判所は一般的には申立人に対しまして、相当と判断する金額の予納を命ずるということがあります。

本件におきましても、裁判所が先ほど申し上げましたような点を考慮されまして、先ほど申し上げました金額の予納を命じられたものというふうに私どもは理解しております。

○照屋寛徳君 先ほど笹川委員長から、本法律案が成立することによって被害者に対する配当金額がふえてくる、配当率が高まるというお話をありました。同時に、やはり速やかに配当を実施するということも被害者救済という観点から大事ではないか。

そこで、もしあわかりであればお教えいただきたいんですが、この間債権者大会は何回ぐらい行われたのか。また本法律案成立後、破産管財人の方では中間配当などをお考えになつてあるのか、もし考へておるのであれば、いつごろをめどにと

いうふうに委員長の方ではお聞き及びなのか、その点お教えいただきたいと思います。

○衆議院議員(笹川亮君) 破産管財人の方の話では、四月二十三日に債権者大会をやると、中間配当もしたいというようなお話はありました。私がこの方から再度確認したわけじゃなく一方通行で向こうの方からそういう話がありました。管財人もこの間お礼に来られましたが、できるだけ速やかに中間配当ができるいいな、そういうふうに思つております。

○照屋寛徳君 この事件は、破産管財人の事務処理は膨大でかつ複雑なものがあるだろうと思います。したがって、破産管財人の事務処理費用も恐らく相当なものだと思ひますが、今申し上げましたように、本法律案が成立をいたしましたとしても被害者に対する補償というのは二割程度、こういうことであれば、やはり速やかな補償の実現ということとも大事になつてしまふと思いますが、今申し上げましたように、手かせ足かせを議員立法によって

一時解除して、超法規的な考え方かもわかりませんけれども対応させていただいた、こういうこと

思ひますが、国というのはいろいろ法律がございまますので、手かせ足かせがあるかもわかりませんが、今回はその手かせ足かせを議員立法によって

お願い申し上げて、私の質問を終わります。

○橋本敦君 私は委員長という立場でありますので、法務当局の内意はよくわかりませんが、少なくとも法務省としてはできないけれども、我々が議員立法でやればできるということを今回そういう形にさせていただいて、皆様方に

もせひ御賛同いただきたいということできょうは考へてほしいと思うんですが、委員長はどうお考へでしようか。

○衆議院議員(笹川亮君) 私は委員長という立場でありますので、法務当局の内意はよくわかりませんが、少なくとも法務省としてはできないけれども、我々が議員立法でやればできるということを今回そういう形にさせていただいて、皆様方に

もせひ御賛同いただきたいということできょうは出頭させていただきました。

法務大臣も、恐らく皆様のところに来てそういう話をされるかもわかりませんが、やはり同じ政治家出身ですから心を痛めておつたんじやないかと思いますが、國といふのはいろいろ法律がございまますので、手かせ足かせがあるかもわかりませんが、今はその手かせ足かせを議員立法によっても配当が約二〇%台に上る、こういうことでこれ

は間違ひございませんか。地方自治体が仮に放棄をすれば配当はどうぐらになるかは御検討ござりますか。

は間違ひございませんか。地方自治体が仮に放棄をすれば配当はどうぐらになるかは御検討ござりますか。

方財政措置を講じていく、この二点を連絡いたしまして、取り扱いに遺憾がなきよう期してまいりたいと考えているところでござります。

協力ができるのか、さまざまなもの問題があらうと思
います。あるいは外国では例えば刑事裁判に附帯
訴をつけるというような制度もござります。

これにつきまして精神医療及び精神保健福祉業務に従事している医師及び保健婦に対し、診断、治療及び相談、指導等の対処方法に関する研修を

○衆議院議員(笹川義堯) 私が聞いている範囲は、一応国が放棄をすると約二一%ぐらいでありますが、地方自治体がまだ放棄あるいは免除をしたわけじゃありませんが、もしさういうことが達成できれば、最終的には二三%ぐらいの配当率になるか、ということで御理解を賜りたいと思います。

○橋本教君　ありがとうございました。
簡単に言えば、地方自治体がそれぞれの判断で
国の対応に応じて債権放棄をしても、それなりの
手当では自治省としては十分考えてあげるといふ
ことも含めて対応をしたい、こういうことで間違
いないです。

今後どのような犯罪被害者救済策をとるべきか、これにつきましては非常に重要な問題として引き続き検討してまいりたいと思っております。

実施いたしているところでございます。
今後はこれらの実態調査の結果及び研修事業の
成果を踏まえ、関係省庁と連携をとりながら被災
者の治療、ケアに資する対策について検討してま
りたい、このように思つておるところであります。

勢をとっているわけですから、できることなら国と同一歩調をとつて債権放棄の手続をとつてほしい、これは被害者の本当に切実な願いであります。この問題はそれぞれ自治体が決めるのであります。ましょうけれども、この問題について自治省は、条例の解釈などによって各自治体の債権を事实上放棄することが可能であるという見解を御通知なさった、あるいはなさるという報道にも接しておりますが、これに対する対応を自治省から直接お聞かせください。

もう一つ、この問題で私は平成八年三月二十二日の法務委員会で、現在の犯罪被害者等給付金支給法の制度を思い切って改善しなければ、本当にこのような不慮の災害に遭って給付、損害賠償を正当に取得できない、犯罪被害者が救済されないという問題がある、この問題について法務省は積極的に検討すべきではないかという質問をいたしました。当時、ここにいらっしゃる長尾先生が法務大臣でございましたが、その問題については今

法務省と連携をとつてきちっと調査をしていただきたい。そして、被害者の健康状態について松本市と信州大学が追跡調査をみずから行っておりましたけれども、健康診断には市の基金が拠出されているという援助もあるわけです。この地下鉄サリン事件において聖路加病院が調査をしているということも伺っておりますけれども、肝心の国あるいは自治体、厚生省がこの実態を把握していない、こういうことでいいのだろうか、こういう疑問を私は持たざるを得ません。

○政府委員(小林秀資君) これは実態調査と申し上げましたのですが、実は実態というのは数の実態ではなくて、実際どんな症状になっているのかどうことの方の実態のようでござりますが、東京消防庁の御協力を得て、暴露者とそれから対照者、こういうコントロールスタディーで暴露者三十四名、対照者三十六名についてきちっとした調査をやっている、こういうことでございます。

地方団体がオウムに対して有しております債権

る今の法体系とは別個の法体系が要るのかどう

に悩む人々の救済も含めて、国としてまず実態を

解してください。
冬休み。

半断すべきものでありますけれども、自治省としては、今後は、地方団体に対しまして今回の法の精神と申しますか、国の取り扱いにつきまして連絡をいたしますが、とともに、関係地方団体はこの国の取り扱いを踏まえまして、それは当然のことながら自主的判断ということが入ってくるわけでありますけれども、それぞれの条例あるいは規則等を運用いたしますとして減免等の措置を講じました場合には、それに伴います地方負担について関係地方団体の財政運営に支障が生ずることがないように必要な地

りたいと思いますというお話をございました。
難しい問題ではあります、この問題も法務省として積極的に検討課題として今後よく検討してほしいと思うのですが、官房長、いかがですか。

○政府委員(但木敏一君) 法務省といたしましては、犯罪被害者の救済の問題というのは今後の社会にとって非常に重要な問題であると認識しております。先生御指摘のようなシステムも一つの問題です、それからそれだけでなく加害者側の財産の散逸をいかにして防ぐのか、あるいは被害者側の民事訴訟における立証についてどのような

○政府委員(小林秀資君) 厚生省といたしましては、東京地下鉄サリン事件の被災者に対する実態調査につきまして、平成九年度において災害時支援対策総合研究事業の一つとして研究を実施いたして、現在その報告の結果の取りまとめを行つてゐるところでござります。

また、もう一つ、阪神・淡路大震災及び東京地下鉄サリン事件を契機としまして、平成八年度から、被災時に生ずるPTSD、これは心的外傷ストレス症候群と日本語では申しておりますが、

ましては、被災者の救援にかかることでござりますし、急がれると思いますので、そのものについての質疑はいたしませんが、法務省側に、こういう悲劇的なことになった原因であるオウム事件そのものの問題についてお尋ねしてみたいと思います。

<p>紹介議員 大脳 雅子君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 茨城県水戸市森戸町五一四 吉川 堺治外六千六百三十二名</p> <p>紹介議員 本岡 昭次君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p> <p>第一〇五四号 平成十年三月二十七日受理</p>	<p>六 通林和子外九十九名</p> <p>紹介議員 大脳 雅子君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 広島県豊田郡豊町大長四、九六〇 中谷泰枝外四百九十九名</p> <p>紹介議員 菅野 久光君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p> <p>第一〇五四号 平成十年三月三十日受理</p>
--	--

<p>紹介議員 田 英夫君 現在の民法では、夫か妻の姓を選んで夫婦同姓にする選択肢しかなく、やむなく結婚改姓した人や改姓を望まないために結婚届出をあきらめる人が少なくない。夫婦同姓を維持した上で通称として旧姓を使用できるようにする案があるが、それでは一人の人物が二つの姓を持つことになり混乱が生じ、また、使用できる範囲が限定されることになれば、不便さは解消されない。姓を複雑にする通称使用制度ではなく、夫婦別姓選択制の実現を求める。また、別姓夫婦の子供の姓の選択は各夫婦に任せ、出生時に父又は母の姓から選べるよう求められる。</p> <p>ついては、次の措置を探られたい。</p> <p>一、民法第七百五十条を改正し、通称としてではなく、夫婦が同姓でも別姓でも選べる制度を実現すること。</p> <p>第一〇五九号 平成十年三月三十日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 東京都渋谷区本町四ノ五ノ六 澤 田喜代子外四十六名</p> <p>紹介議員 萱野 茂君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p>	<p>第一〇七〇号 平成十年三月三十一日受理</p> <p>子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願 請願者 札幌市西区西野六ノ四 清水和恵 外九十名</p> <p>紹介議員 竹村 泰子君 この請願の趣旨は、第七二一号と同じである。</p> <p>第一〇八三号 平成十年三月三十一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 萱野 茂君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p> <p>第一〇六二号 平成十年三月三十一日受理</p>
---	---

<p>第一〇七一号 平成十年三月三十一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 大阪府吹田市山田西三ノ一七ノ四 中村裕史外四十九名</p> <p>紹介議員 円 より子君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p> <p>第一〇七九号 平成十年三月三十一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 三重県四日市市西富田二ノ五ノ一 渡部栄子外四十九名</p> <p>紹介議員 大淵 紗子君 この請願の趣旨は、第一〇五四号と同じである。</p> <p>第一〇七九号 平成十年三月三十一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 大阪府吹田市山田西三ノ一七ノ四 中村裕史外四十九名</p> <p>紹介議員 円 より子君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p>	<p>第一〇八四号 平成十年三月三十一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓導入など民法改正に関する請願 請願者 神戸市中央区元町通五ノ四ノ三 口分田彩子外一名</p> <p>紹介議員 吉川 春子君 現行民法は制定から既に五十年を経ている。この間、婚姻や離婚、家族の役割などに対する考え方や意識も大きく変化してきたが、一部の民法改正はなされたものの、「個」の確立に基づく改正はなされていない。政府が批准した女子差別撤廃条約及び第四回国連世界女性会議で賛成した行動綱領では「家族構成員の人権と自由の完全かつ平等な享受」、「多様な家族の在り方を認め、何人も出生によって差別をされではない」とこと等が明記されている。現行民法には「婚姻後の姓の選択」、「再婚禁止期間の女性のみへの設定」「非嫡出子の相続権」などに関し国際条約等にそぐわない条項があり、法制審議会の答申に沿って早急に民法改正を行うよう求めれる。</p> <p>ついては、次の事項について実現を図られたい。</p> <p>一、夫婦の氏について、氏名権は個人の権利であり、選択的夫婦別姓制を導入すること。同氏、別氏間の転換は、希望する本人の自由選択にすること。</p> <p>二、子の氏は出生時に父母の協議で決め、子が一定年齢に達した時点で本人の選択による変更を認める。子の氏の決定を婚姻の要件にしないこと。</p> <p>三、離婚した女子のみに設定している再婚禁止期間は設定の根拠がない、廃止すること。</p> <p>四、五年間の別居を裁判上の離婚原因に含める際には、生活上の困難や子供の養育費の義務不履行が行われないような具体的な施策が確立されなければ</p>
--	---

<p>第一一〇〇号 平成十年三月三十一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 神奈川県相模原市橋本四ノ一一 三ノ一〇七 石飛一吉外千六百二十八名</p> <p>紹介議員 菅野 久光君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p> <p>第一一〇〇号 平成十年三月三十一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野一ノ六二 伊藤洋子外九十九名</p> <p>紹介議員 畑 恵君 この請願の趣旨は、第一〇五四号と同じである。</p> <p>第一一〇〇号 平成十年四月一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 新潟県南魚沼郡六日町大字六日町 四三六ノ六 田中秀明外九百八十一名</p> <p>紹介議員 菅野 久光君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p> <p>第一一四号 平成十年四月一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 富山県婦負郡山田村小島三六一</p>	<p>ければ時期尚早であるので、これを同時に実施すること。</p> <p>五、非嫡出子の相続を嫡出子と同等にするとともに、婚外子に対する戸籍上の差別的取扱いも改正すること。</p> <p>第一一〇八五号 平成十年三月三十一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 大阪市港区市岡元町二ノ一一 二ノ九〇二 斎藤彰英外四十九名</p> <p>紹介議員 大脳 雅子君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p> <p>第一一〇九号 平成十年三月三十一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 照屋 寛徳君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p> <p>第一一〇九号 平成十年三月三十一日受理</p> <p>選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願 請願者 大脳 雅子君 この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。</p> <p>第一一〇九号 平成十年三月三十一日受理</p>
---	--

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

一、裁判所法の一部を改正する法律案

五 刑事訴訟法
附 則
この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

第一二五号 平成十年四月一日受理
選択的夫婦別姓制の法制化に関する請願
請願者 広島県因島市中庄町三、三〇五ノ一 小倉由美子外百四十八名

紹介議員 石田 美栄君
この請願の趣旨は、第一〇五四号と同じである。

裁判所法の一部を改正する法律案
裁判所法の一部を改正する法律案

第六十七条第一項中「少くとも二年間」を「少なくとも一年六月間」に改め、同条第二項に次の

を次のように改正する。
ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、

たゞし書を加える。
ただし、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間及び国庫から給与を受ける期間については、なお従前の例による。

第一一二四号 平成十年四月一日受理
選択的夫婦別姓制の導入など民法改正に関する請願
請願者 東京都八王子市大和田町七ノ二二
ノ二 河野明外三百五十一名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

司法試験法の一部を改正する法律案
司法試験法の一部を改正する法律案

司 法 試 験 法 (昭和二十四年法律第二百四十号) の一部を次のように改正する。
第六条第二項第五号及び第六号を次のように改める。

第一二三三号 平成十年四月一日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 横浜市戸塚区下倉田町一、五五〇
ノ五五 福田泰子外四十九名

紹介議員 堂本 曜子君

この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

五 民事訴訟法
六 刑事訴訟法

第六条第三項中「その者が論文式による試験において受験した六科目」を「次の五科目」に改め、同項に次の各号を加える。

第一二三五号 平成十年四月一日受理
選択的夫婦別姓導入など民法改正に関する請願
請願者 奈良市五条西一ノ一ノ一四・垣
瀬幸子外四十一名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一〇八四号と同じである。

一 憲法
二 民法
三 刑法
四 民事訴訟法

平成十年四月三十日印刷

平成十年五月一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局